

八条院領の伝領過程をめぐって

龍野, 加代子 / TATSUNO, Kayoko

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

49

(開始ページ / Start Page)

14

(終了ページ / End Page)

30

(発行年 / Year)

1997-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011253>

八条院領の伝領過程をめぐって

龍野加代子

はじめに

八条院領とは、鳥羽院と美福門院からその皇女昇子内親王（八条院）に譲られた、天皇家の家領である。従来八条院領伝領の経緯を述べた研究では、『玉葉』を典拠に、建久七年（一一九六）正月に八条院領の大部分は、以仁王遺児で八条院の猶子である以仁王女に譲られた（Ⅰ説）、とされていた。

ところが最近、中野栄夫氏は『九条家文書』中の「重書目録」にある譲状の存在から、建久七年正月、八条院領は後鳥羽天皇皇女で同じく八条院猶子である昇子内親王（春華門院）に譲られた（Ⅱ説）、とされた。

これを受けて遠城悦子氏は、春華門院昇子内親王の八条

院領伝領の経緯を検討されたが、その結果、建久七年正月、八条院領は以仁王女・昇子内親王・九条兼実息男良輔の三人に分割譲与された（Ⅲ説）、との結論を出された。

一方橋本義彦氏は、建久七年正月、八条院は以仁王女を内親王に立てて所領を伝えんことを奏請したが聴許されず、八条院の没後、遺領の大部分が後鳥羽天皇皇女昇子内親王に伝えられた（Ⅳ説）、とされている。

以上挙げたように、八条院のあと八条院領を相続した人物は誰か、という問題については諸説がある。そこで本稿ではあらためて八条院領伝領の経緯を再検討し、八条院領の最初の相続人について考察するとともに、その相続人決定の背景と意味についても考えてみたい。

一 「玉葉」建久七年正月十四日条の検討

「はじめに」で述べたⅠ説、すなわち建久七年正月に八条院領の大部分は以仁王女に譲られたとする説、及びⅢ説、すなわち建久七年正月八条院領は以仁王女・昇子内親王・九条良輔に三分割されたとする説の根拠とされる史料は、次に掲げる『玉葉』建久七年正月十四日条である。

A 八条院御惱、為危急：(中略)：入夜参内、自八条院、以長経朝臣、為御迎、被献御跡事、被奉处分^①姫宮之状所被進也、即奏事由、申御返事了、安樂寿院、歡喜光院等所被奉也、又斤分御庄々等、分賜中將良輔之外、併可有姫宮御分也、但故三条宮御娘、先年可被相承女院御跡之由、御処分了、仍被勘之^②間、不可有相違、其後此姫宮、同可為御沙汰之^③由、所被申置也、^④

以下この史料Aを項目別に検討していくこととする。

1、「姫宮」について

史料Aの解釈が分かれる原因の一つは、同史料中の「姫宮」を誰に比定するかということにある。

「姫宮」Ⅱ「故三条宮御娘」Ⅲ以仁王女と比定すれば、

八条院領の伝領過程をめぐって(龍野)

史料Aは建久七年正月に八条院領の大部分は以仁王女に譲与されたと解釈出来る。また、「姫宮」Ⅲ昇子内親王と比定すれば、史料Aは「建久七年正月、八条院はその所領を昇子に譲与した。但しすでに以仁王女を八条院領の相続人に決定してあるので、この王女の一期の後に昇子が伝領すること、という条件付きであった」という解釈になる。さらに史料Aの①、②の「姫宮」Ⅲ昇子内親王、③の「姫宮」Ⅱ「故三条宮御娘」Ⅲ以仁王女と比定すれば、史料Aは建久七年正月に八条院領は以仁王女・昇子・九条良輔に三分割されたとの解釈になる。そこで史料Aの「姫宮」とは誰を指すのかを明らかにするために、『玉葉』中で以仁王女、昇子内親王は、それぞれどう表現されているのかを見てみたい。

まず「故三条宮御娘」すなわち以仁王女は、『玉葉』中四カ所にその記述が有り、それぞれ「三条宮姫宮」^①「三条宮御娘」^②「三条院姫宮」^③と表現されている。一方昇子内親王は、建久七年正月十四日条を除いた十八カ所の記述中、建久七年(一一九六)二月までの十五カ所は単に「姫宮」又は「皇女」と表現され、正治二年(一二〇〇)の三カ所は「一品宮」と表現されている。

つまり兼実は昇子内親王と以仁王女とを、その日記中で

はつきり書き分けているのである。従って史料Aの三力所の「姫宮」は、以仁王女ではなく全て昇子内親王を指すものと思われる。

2、写本との校合

史料A中に「仍彼一勘之間」とある。この部分を『大日本史料』^⑬では、出典の写本は不明であるが「仍彼一勘之間」^⑭としている。そこで刊本の同部分を写本と校合することとする。

「仍彼一勘之間」の部分を主な写本で校合すると、「被」の字に諸本で異同があることがわかった。その結果は次の通りである。

「被」が「彼」となっている写本。

○国会図書館所蔵本

○内閣文庫（甘露寺家本）

○宮内庁書陵部（藤波本）

「被」が「皮」^{（彼力）}となっている写本。

○宮内庁書陵部（柳原本）

○同右（桂宮本）

○内閣文庫（昌平坂学問所本）

○同右（司法省本）

○同右（大学校・大学本）
「被」が「皮」となっている写本。

○宮内庁書陵部（久世本）

結局「被」と書かれた写本はなく「彼」とするのが妥当と思われる。従って刊本の「仍彼一勘之間」の部分は、「仍彼一勘之間」とするのがよいであろう。

3、「一勘」について

写本との校合の結果史料Aの「仍彼一勘之間、不可有相違」の部分は、「仍彼一勘之間、不可有相違」となるが、これはどのような意味であろうか。「一勘」という熟語は国語辞典にはない。そこで次に「一勘」について考えてみたい。

史料Aには「御惱危急」の八条院より、参内していた関白九条兼実のもとに、「被奉処分姫宮之状」が進ぜられたので、兼実はその内容を天皇に報告したとある。従って史料Aの「安樂寿院」以降「所被申置」までは、八条院より届けられた「状」の内容を兼実の言葉で記したものと考えられる。「状」の内容を記した最後に「所被申置也」とある点に注目すれば、この「状」は置文ではなかったかと思われる。

一般に「処分目録・置文」の形式は次のように説明されている。

（処分目録は）譲渡対象を列挙し譲渡者の処分の意志を一方的に表明するものである。この処分目録の末尾に、被譲渡者その他の子孫に対する遺言・遺命の類を記したものがあり、置文とよばれる。置文に記される内容は……期譲及び未来領主の指定など。

史料Aの傍線部（イ）（ハ）は、「処分目録・置文」の一般的な形式（イ）（ハ）に当てはまるところから、史料Aの「被奉処分姫宮之状」は「処分目録・置文」であったものと思われる。

史料A（ハ）の部分を書文と考えれば、史料A（イ）の部分には「彼一期之間」の文言が使われるのが一般的である。すなわち「彼一期之間、不可有相違」（彼の生存中は、その知行を認める）は、一期譲を表現するときの言わば決まり文句であり、この「状」にもそれが使われていたのではないだろうか。

従って史料A（a）の「一勘」は書写のミスで、『大日本史料』が指摘するように「二期」とした方が意味が通るのではないだろうか。

八条院領の伝領過程をめぐって（龍野）

4、小括

1～3までの検討の結果、史料Aは次のように書き替えられる。

八条院御惱、為危急……（中略）……入夜参内、自八条院、以長経朝臣、為御迎、被献御跡事、被奉处分昇子内親王之状所被進也、即奏事由、申御返事了、安楽寿院、歆喜光院等所被奉也、又庁分御庄々等、分賜中将良輔之外、併可有昇子内親王御分也、但故三条宮御娘、先年可有相承女院御跡之由、御处分了、仍彼一期之間、不可有相違、其後、昇子内親王一向可為御沙汰之由、所被申置也、

すなわち夜になって参内していた関白兼実のもとに、御悩危急の八条院より遺領を昇子内親王に処分する旨の手紙が来た。兼実はその内容を後鳥羽天皇に報告した。それは「安楽寿院、歆喜光院等を昇子内親王に相続させる。又、庁分の庄園については、良輔に分け与えるほかは昇子内親王の分とせよ。ただし、先年すでに以仁王女を八条院領の相続人と定めた。従って以仁王女の生存中は、その定めを改変してはならない。以仁王女の死後は、全て昇子内親王の沙汰とせよ」との、処分目録・置文であった。

結局八条院は、自身の没後の遺領処分のために処分目録・置文を書き、関白を通じて天皇の公認を得ようとしたものである。その中で八条院が希望した伝領ルートは、八条院の死後以仁王女へ、そして以仁王女の死後昇子内親王及び良輔へ、というものであった。

ここで問題は処分目録はともかくとしても、置文の部分が朝廷の公認を得られたかどうかという点である。この点については後に述べることにする。

またこの後八条院の病は回復したため、建久七年正月の時点での遺領相続は行なわれなかったと考えられる。

略年表

西暦	元号	記事
一一九五 同右	建久六	八・十三 昇子誕生
一一九六	建久七	十二・五 昇子、八条院の猶子となる 一・十四 八条院、病により処分目録・置文を朝廷に提出
同右		一・三十 八条院の病回復する
一二〇四	元久元	二・二七 以仁王女没
一二一一	建暦元	六・二六 八条院没
同右		一一・八 昇子没

二 「宇多庄」の検討

「はじめに」で述べたⅢ説、つまり八条院領が三分割されたという説の最も重要な根拠は、『後鳥羽院熊野御幸記』の記事に、「宇多庄有美朝臣申八条院姫宮」とある「八条院姫宮」を、以仁王女で宇多庄の所有者と見なす点にある。すなわち宇多庄Ⅱ八条院領である。従って次の二つの仮定、

①宇多庄の所有者Ⅱ八条院姫宮

②八条院姫宮Ⅱ以仁王女

が成り立つならば、以仁王女Ⅱ八条院領所有者ということになる、という。

そこで鳥羽院より後鳥羽院政期までの宇多庄に関する史料を順次検討し、宇多庄の実像を明らかにする中でⅢ説の是非も考えたい。

1、鳥羽院政期

鳥羽院政期の宇多庄は、『台記』の一連の記事によって明らかにする。

まず久安三年（一一四七）五月二十日条には次のようにある。

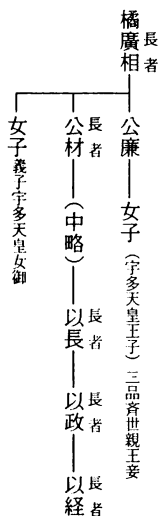
B時信来、伝_二法皇報命_一曰、…（中略）…行_二宇多庄務_一人、以長当_二其仁_一、但故待賢門院、將_レ崩時、被_レ示_二付兼仲_一了、然者、基仲兼仲弟行庄務、可_レ為_二本意_一…

（中略）…召_二基仲_一仰云、可_レ執_二行宇多庄務_一、

内容は次のようになろう。すなわち、時信が鳥羽院からの返事を、橘氏は定の藤原頼長に伝えて云った。「本来宇多庄の庄務を行なうべき人は橘以長である。但し待賢門院（鳥羽院后）が死去するとき、卜部兼仲に遺言した。だから卜部基仲に宇多庄務を執行させるのが、待賢門院の希望に添うことだろう」そこで頼長は卜部基仲を呼んで、「宇多庄務を執行せよ」と命じた。

次いで登場人物について詳しく見ていきたい。橘以長は、『台記』に「以_二以長_一可_レ補_二学官院別当_一…（中略）…所謂橘氏長者是也」⁽¹⁸⁾とあり、橘氏の氏長者であることが分かる。また『尊卑分脈』によれば、代々の氏長者の祖橘廣相の息女橘義子は、「宇多天皇女御」とあるところから、橘氏と宇多庄とのつながりはこの辺りから生じたものと思われる⁽¹⁹⁾。

橘氏略系図



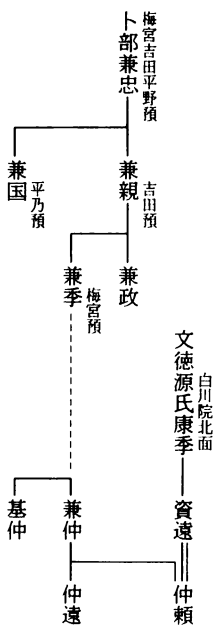
卜部兼仲は、『中右記』に「和泉守卜部兼仲」⁽²⁰⁾とあり、宇多庄が和泉国内にあったことが推測できる。また『台記』に「召_二兼仲_一、基仲等朝臣令_レ見_二可_レ造_二学官院之指図_一（件院、顛倒之後、数歳無_レ知_二殿舎数并間数何方等_一之人、模_二勸学院_一但省_二略於彼_一）対曰、可_レ造者」⁽²¹⁾とあり、卜部兼仲、基仲兄弟は、橘氏の氏院である学官院を造ることを条件に、橘氏長者の以長に代わって宇多庄務を任されることになった、ということが分かる。

また『尊卑分脈』の文徳源氏仲頼の注記に、「実和泉守卜部兼仲子也、後白河院北面、依_二平相国訴_一配_二流讃岐国_一又被_二召返_一」⁽²²⁾とある。この仲頼の義理の祖父に当たる文徳源氏康季の注記には、「白河院御治天之時始而被_二召出_一出身致_二公廷奉公_一、蒙_二官祿_一自_二当帝脱履_一以後始而被_二召置_一北面衆」最初之随一也」⁽²⁴⁾とあって、その一族中の多くは代々の院の北面となっている。これらのことから、卜部兼

仲一族は文徳源氏一族と共に、院の北面として重要な役割を果たしていたことが窺われる。

また『尊卑分脈』の卜部兼季の注記に、「梅宮預、当流子孫不_レ經_二神祇道_一不_レ伝_二龜卜_一子孫又經_二上北面_一」⁽²⁶⁾とあることから、兼季等はこの兼季流の子孫であろうと思われる。

卜部氏略系図



以上、鳥羽院政期の宇多庄に関する史料からは、以下のことが明らかにになった。

- ① 橘氏は定の頼長が宇多庄務人事の任免権を持っていることから、宇多庄は是定頼長の管轄下にある。
- ② 鳥羽院の北面卜部兼仲等は、橘氏院の学官院を造ることを条件に宇多庄の庄務権を得た。

③ 宇多庄人事に対する院の干渉は、鳥羽院の頃より始まった。

2、後白河院政期

後白河院政期の宇多庄に関する史料は、次に掲げるC、D、Eがある。

C「八条院領目録」安元二年（一一七六）二月 日和泉国宇多勅旨⁽²⁶⁾

D「玉葉」治承三年（一一七八）八月十日条

治部卿顯信朝臣、申_二梅宮領宇多庄内、畠所当事、可_二免除_一之由、神主基忠所_レ進_二請文_一也、遣_二顯信之許_一了、⁽²⁶⁾基輔奉、相副以政基忠等文、

E「玉葉」元暦元年（一一八四）十二月二十一日条
自_レ院（仲）遠梅宮社務事、返_二給是定_一、被_レ仰云、庄務事可_二加載_一者、仍書加進上了、

史料Cより、安元二年（一一七六）には宇多庄が八条院領とされていることが分かる。しかし梅宮領宇多庄から八条院領宇多庄への経緯は、管見の限り、史料が無く不明である。

史料Dの内容は次のようになろう。すなわち治部卿源顯信朝臣が、「梅宮領宇多庄内の畠所当の免除を許可する」

との朝廷の意向を、橘氏は是定兼実のもとへ伝えてきた。請文は、梅宮神主卜部基忠がまず是定兼実に提出し、それを兼実から治部卿顯信のもとへ提出した。ただし実際の手続きは、兼実の家司六条基輔が、兼実の御教書に氏長者橘以政、梅宮神主卜部基忠等の書状を添えて治部卿顯信に提出した。

史料Dから分かることは次の二点である。

①「梅宮領宇多庄」とあることより、宇多庄の領主は梅宮社である。

②橘氏は是定の兼実が、宇多庄島所当の免除申請権を持っていることから、宇多庄は是定兼実の管轄下にある。

史料Eの内容は次の通りである。すなわち、橘氏は是定の兼実が発行した（卜部仲遠を梅宮社務職に任命する）辞令が、後白河院より兼実のもとに返されてきた。後白河院は、「梅宮領宇多庄の庄務職についても仲遠を任命せよ」と言う。よって庄務職任命のことも書き加え再提出した。

これは『玉葉』に「自院以_二右少弁定長_一被_二仰下_一云、梅宮社務、以_二権預卜部仲遠_一可_レ令_二執行_一云々、是元忠有_二不快事_一云々」とあることとあわせ考えれば、後白河院が、梅宮社正預の元忠（卜部基忠）より「不快事」が有るとしてその正預職を取り上げ、権預職の卜部仲遠に与え、

その上宇多庄庄務職をも仲遠に与えようとしたものであることが分かる（但し任免権は兼実にある）。

この卜部仲遠は、『台記』久安三年（一一四七）五月二十七日条に「仲遠兼仲子」とあり、卜部兼仲の子であることが分かる。一方『兵範記』に「下野守卜部仲遠⁽²⁸⁾」、「下野守仲遠重任⁽²⁹⁾」とあり、『玉葉』に「又、被_レ仰_二下穀倉院別当_一云々、下野守卜部仲遠、祇候院之者也、未_レ曾有_二如_レ件人掌_二此職_一事_一、多大外記、大夫史、医陰陽道二寮頭助等之間、可_レ然之者、所_二補来_一也、今度、隆職当_二此仁_一、補_二大夫史_一、十ヶ年奉公不_二懈怠_一、未_レ浴_二恩_一、今漏_二此撰_一、聖代之政豈然乎、莫_レ言_二了_一」⁽³⁰⁾とある。又『玉葉』に「仲遠給石州」⁽³¹⁾とある。これらの史料から、卜部仲遠は後白河院の近臣として、院より破格の待遇を受けていたことが分かる。

また卜部仲遠が庄務権を得た梅宮領宇多庄の租税は、本来氏神の祭祀、大学別曹の管理等に充てられるべきものである。しかし実際は大学別曹は衰退し、祭祀の費用も他氏の請負によって賄っていたのである⁽³²⁾。

つまり宇多庄は橘氏の衰退と共に、橘氏自身にではなく、院に奉仕する庄園へと変化していったことが考えられる。少なくとも鳥羽院から後白河院政期にかけて、宇多庄

は正式には是定の管轄下にあったが、実質的には院が梅宮社務、宇多庄務の人事に干渉するなどの支配力を強めていった、と言えるのである。

史料Eからは次のことが明らかになった。すなわち宇多庄務の人事について後白河院の干渉は有るものの、正式な任免権は橘氏は是定の九条兼実が持っていたことから、宇多庄は是定兼実の管轄下にある。

結局後白河院政期の宇多庄についてまとめると次のようになる。

①宇多庄は、八条院領とはされているがそれは形式的なもので、実際は梅宮領宇多庄と認識されており、領有権は梅宮社にある。

②梅宮社務及び宇多庄務の人事に対する院の干渉はあるものの、宇多庄は正式には是定兼実の管轄下にある。

3、後鳥羽院政期

後鳥羽院政期の宇多庄に関する史料は、次のF、G、Hである。

F 『後鳥羽院熊野御幸記』建仁元年（一二〇一）十月

六日条

今日宿雜事、大泉庄九条殿宇多庄有実朝臣申八条院姫宮

領状共不見来、尤以不便、三間萱葺屋、風冷月明、⁽³⁴⁾

G 『大乘院寺社雜事記』文明十一年（一二七九）五月

十三日条

一乘院家御領注文…（中略）…和泉國報恩講料所宇多

庄

H 『三箇院家抄』

和泉国一村建保左丞相御願 毎年三季講問…（中略）…宇多

庄報恩講料所

まず史料Fから検討していきたい。

『後鳥羽院熊野御幸記』とは、後鳥羽院とその近臣達による建仁元年（一二〇一）の熊野詣の様子を、同行した藤原定家がその日記『明月記』に記したものである。史料Fより「今日の宿雜事（あるいは宿、雜事か）は、大泉庄と宇多庄が準備することを命ぜられたにもかかわらず両庄からの承諾書は来ず、結局宿雜事は調進されなかったので大変不都合だった。（そのため定家の宿所である）三間の萱葺屋は、風が冷たく月が明るかった」ことが分かる。

この史料Fの「宇多庄」の注にある「八条院姫宮」とは、宇多庄の所有者を示すものであるか否かを考えてみたい。「八条院姫宮」が宇多庄の所有者であるとする根拠は、建久七年（一一九六）正月に八条院は讓状を發行して

所領の処分を行なった、従って建仁元年（一二〇一）時点の八条院領宇多庄の所有者はもはや八条院ではないはずだ、との考え方にあるものと思われる。しかし譲状の効力は、それを作成した時点で発生するのではなく、作成者（譲渡者）の死をまっしてはじめて発生するのである。³⁶⁾

従って八条院の没年は建暦元年（一二一一）であるので、建久七年（一一九六）に八条院の譲状が発行されたとしても、建仁元年（一二〇一）のこの時点では、宇多庄の所有者はまだ生存中の八条院自身であったと考えるべきであろう。このことは『仲資王記』建暦元年（一二一一）六月二十六日条に、「八条女院崩御云々、御発心地、御跡大方被_レ譲進春華門院_{（敷）}」とあることから確認できる。

結局「八条院姫宮」は宇多庄の所有者を示すものではないと思われる。それでは「八条院姫宮」は何を示し、またそれは誰なのであろうか。その点を考えるために、共に熊野詣の「宿雑事」を負担することになっていた大泉庄と宇多庄とは、どのような関係にあるのかをまず明らかにしたい。

大泉庄は皇嘉門院↓兼美↓宜秋門院↓道家へと伝領された九条家領庄園である。³⁸⁾宜秋門院任子は兼美息女で後鳥羽天皇中宮、そして春華門院昇子内親王の母である。また大

泉庄の年貢は、宜秋門院祈願所である高野山平等心院の護摩供料に充てられていた。³⁹⁾つまり大泉庄は宜秋門院と関わりの深い庄園である。また宇多庄は、これまでの検討で明らかになったように、九条家の管轄下にあった。すなわち大泉庄、宇多庄ともに九条家の管轄下にあり、その二つの庄園が一组となって「宿雑事」を負担する予定だったのである。

次に「宿雑事」そのものについて、つまり「宿雑事」とはどのようなもので、またどのように調達されるものであったのかを考えてみたい。久安四年（一一四八）鳥羽院の熊野詣に際して調達された「雑事」を記した「御熊野詣御上道雑事注文」等によれば、紀伊国神野真国庄は「上道」及び「還向雑事」を賦課された。その「上道雑事」の内容を次に掲げる。

於供御之菜者、殊美麗可_二調進_一之、

御熊野詣御上道雑事紀伊国

神野真国庄

御菜十合供御五合 酒五升

酢二升 味噌一升

土器八十口大口 塩五升

油六合 折敷十枚

炭十古

松明百把^{可持夫}

打松十把

薪五十束

大豆一斗

人夫一人

件雑事、二月 八日、持^ニ参湯浅御宿、渡^ニ行事、庁官可^レ取^ニ進返抄^之、⁽⁴⁰⁾

右の注文によって熊野詣の「雑事」の内容と、それがかなり大がかりなものであったことが分かる。しかし先の大泉庄、宇多庄が負担を命ぜられた「宿雑事」は、「領状共不見来」(承諾書は共に来なかった)とあって結局は調進されず、またその「宿雑事」が大泉庄、宇多庄の代わりに別の荘園に賦課された様子もないことを考えると、このように大規模でかつ院に供給する分を含むような内容であったとは思えない。

『後鳥羽院熊野御幸記』中の「宿」、「雑事」に関する記述によると、この道中における定家の宿所は、「国皆悉備^ニ飯屋充行、予等分此所三間小屋也、無^ニ板敷也^也」⁽⁴¹⁾とあるように、おおむね国司の設けた飯屋であった。しかしその飯屋は、「御所辺向^ニ宿所之處已無^之、国沙汰人成敗献^レ之、飯屋乏少之間、無縁者不^レ入^ニ其員^也」⁽⁴²⁾とあることより、数が不足していたことが分かる。そして「過^ニ今日御宿三四町許、入^ニ小宅宿所、自^レ上雖^レ有^ニ例飯屋^也、此家

主依^レ儲^ニ雑事入^ニ此所^也」⁽⁴³⁾とあることより、この場合の「例飯屋」には「雑事」の儲けは無かったことが窺われる。また「今夜宿讀良庄勤^ニ社之^也」⁽⁴⁴⁾、「入^ニナカラ宿所、」(中略)「但此宿細川庄成時沙汰也」⁽⁴⁵⁾等より、定家の縁者や、摂関家が定家の宿所を用意する場合もあった。つまり宿所自体も十分には供給されなかったことから、国司より随員に対する「雑事」の供給は、無かったか又は不十分なものであったと思われる。従ってその不足分は、随員自身やその縁者が補ったのではないだろうか。先の大泉庄、宇多庄も、九条家司である定家のための「宿雑事」を負担する予定ではなかったかと思われる。

結局「宿雑事」などの院事は、院庁が一国平均役として諸国に賦課したり、直接荘園領主に課役弁済を命じて徴収する他に、随員自ら縁者等に頼るなどして、調達する場合も有ったことが考えられるのである。

ここでやはり院事である御所造宮の費用を、院の妻子が負担するという例を見てみたい。

「二条造宮北対十三間顛倒云々、権大進兼時云、昨日頭中将奉行、中宮一品宮各司^ヲ令^レ献^ニ瀧口一人^一給^ニ由、可^ニ申沙汰^也之由、示^ニ送宗頼長房一人^許云々、⁽⁴⁶⁾宗頼卿計撰政殿御消息、長房撰政殿御気色と書云々

二条殿は後鳥羽院御所である。⁽⁴⁷⁾ 右の史料Jの内容は次のようになるだろう。すなわち、造宮中の二条殿の北の対十三間が顛倒したということである。九条家司で中宮職權大進の兼時が云うには、「昨日、頭中将が摂政基通の使いとして兼時の所へやって来た。昇子内親王乳母の夫である宗頼と、九条家家司である長房宛の、摂政基通の御教書を届けに来たのである。その内容は『中宮、一品宮の各々に滝口一人を献じて頂くように、との摂政基通殿の意向である』というもので、宗頼宛のものには摂政殿御消息、長房宛には摂政殿御気色と書いてあった」とのことである。つまり摂政基通の判断で、中宮任子と一品宮昇子内親王母子が一組になって、院の御所造宮の費用を負担するという内容である。

ここで注目したいのは、中宮任子と皇女昇子の母子が一組として扱われているという点である。先の「宿雜事」という院事では大泉庄、宇多庄が一組になっており、同様に院事であるこの「御所造宮費」では、中宮任子と皇女昇子の母子が一組になっているのである。そこでこの負担の仕方から類推すると、中宮任子と関わりの深い大泉庄と一組になって「宿雜事」を負担する予定だった宇多庄は、皇女昇子との関わりからその負担を命ぜられたもの、と考えら

れないだろうか。

つまり史料Fの「宿雜事」は、定家の主家九条家が、定家からの要請によってその負担を院に申し出たものと思われるのである。すなわち中宮任子の実家九条家は、任子の分として大泉庄に、昇子の分として宇多庄に、それぞれ定家のための「宿雜事」を負担させようとしたものではないだろうか。これらの庄園はどちらも九条家の管轄下であり、大泉庄は中宮任子との関わりによって、また宇多庄は名目上の領主である八条院の猶子となっている昇子内親王との関わりによって、後鳥羽院の熊野詣隨員に支給する雜事負担を命ぜられたものと推測できるのである。

以上の検討の結果、史料Fの「八条院姫宮」は、「八条院領宇多庄」と「梅宮領宇多庄」という二面性を持つ宇多庄の接点にいる人物、すなわち八条院猶子で九条兼実外孫である昇子内親王を指すものと思われる。また昇子内親王は宇多庄の「所有者」ではないものの、宇多庄に対してなんらかの権利を有していたものと思われる。

史料G、Hより、宇多庄は建保年中(一二二三―一九)九条良輔が奈良興福寺一乗院に、毎年三季報恩講料所として寄進したものであることが分かる。

宇多庄の本来の所有者である橘氏氏長者以政は、文治二

年（一一八六）七月二十六日、兼実より興福寺造寺次官に補任され、即日勅許された⁽⁴⁸⁾。また、以政は九条家の家司でもある。史料G、Hにある寄進の事実はそれらの延長線上にあり、橘氏が完全に九条家に吸収されたことを示すものではないだろうか。

結局後鳥羽院の時代になって、鳥羽、後白河院政期までのような院と宇多庄現地支配者との強い結びつきが無くなり、橘氏は定の九条家流に宇多庄の実質的支配権が戻ったものと思われる。

以上後鳥羽院政期の宇多庄についてまとめると、次のようになる。

①後鳥羽院の時代になって九条家に宇多庄の実質的支配権が戻った。

②『後鳥羽院熊野御幸記』中にある「宇多庄」の注記「八条院姫宮」は、宇多庄の所有者ではないものの、宇多庄に対してなんらかの権利を有する昇子内親王を指す。

4、小括

宇多庄の実像を明らかにするため、及びⅢ説の是非を考えるため、鳥羽院より後鳥羽院政期までの宇多庄について検討してきた。その結果次の結論を導き出すことが出来

た。

①建仁元年（一二〇一）時点の宇多庄の所有者は、八条院自身であって「八条院姫宮」ではない。

②『後鳥羽院熊野御幸記』中の「八条院姫宮」は以仁王女ではなく、昇子内親王を指す。

以上の①、②より『後鳥羽院熊野御幸記』中の「宇多庄」の記事は、Ⅲ説の根拠とは言えないと思われる。

おわりに

一、の検討の結果、建久七年正月八条院は自身の没後の遺領処分について、「まず以仁王女が相続し、以仁王女の没後に昇子内親王及び良輔が相続すること」とする奏請をしたことが明らかになった訳であるが、ここで八条院領の最初の相続人は誰か、という問題の最終的な結論を出す前に、もう一つ考えなければならない問題がある。それは八条院の奏請が朝廷の公認を得られたかどうか、という問題である。つまり後鳥羽天皇は以仁王女を八条院領（天皇家の家領）の相続人として認めたか否か、という点を考えなければならぬと思う。

そこでまず朝廷は以仁王とその王女及び王子（北陸宮）等にとどのような対応をしてきたかを見てみたい。

治承四年、以仁王は平氏追討命令書⁽⁴⁹⁾を発給し反平氏挙兵の準備を進めていた。ところがこの計画が発覚すると直ちに朝廷は以仁王を源以光と改名し、遠流に処すことを決定した⁽⁵⁰⁾のである。

また安徳天皇西走後その後継者を選ぶ際に、候補者として後白河院が考えていたのは高倉院の遺児二人であって、以仁王子（北陸宮）のことは念頭になかった。ところが木曾義仲は以仁王子（北陸宮）を次期天皇として強く推してきた。そこで朝廷はその対応に苦慮する⁽⁵¹⁾が、結局後鳥羽天皇が即位し、以仁王子（北陸宮）は排された。

そして以仁王女もまた橋本氏の説かれるIV説にあるように、『玉葉』によれば、八条院が以仁王女の親王宣旨を望んだにもかかわらず、「父非親王之人、蒙此宣旨之例、未曾有也、加之父宮已為刑人、被除名了、其子忽預此恩、尤乖物義⁽⁵²⁾」として「專不可⁽⁵³⁾及御沙汰事也」という次第であった。つまり朝廷は以仁王を除名して追放したが、その王女、王子（北陸宮）の処遇もまた以仁王に準ずるものとして対処したのである。

次に内親王の地位を得ることと、八条院領を相続することとの関係を考えてみたい。

八条院領は後にどのような人物が伝領していたのだろう

八条院領の伝領過程をめぐって（龍野）

か。中世、院政の開始から両統分離までの女院領は、不婚内親王で准母立后して女院となった者が主に管領し、相伝⁽⁵³⁾していったという。内親王であることが天皇家領相続の条件であったとすれば、以仁王女は八条院領を相続出来なかったといえる。先に見たように以仁王女は内親王の地位を得られなかったからである。それでは以仁王女が内親王の地位を得ないまま、八条院領を相続したと仮定したらどうなるだろうか。一院・三宮・准后・女院などの給主は、貴族官人の官職位階に対する欲求によって、彼らを家政機関に組織することができたのである。つまり内親王の地位にない以仁王女は、給主への道を閉ざされたことになり、八条院の家政機関を維持出来なくなるだろう。

たしかに以仁王とその王女、王子（北陸宮）等は八条院の猶子として養われ、八条院領は以仁王挙兵の財源になった⁽⁵⁴⁾。すなわち八条院は以仁王とその王女、王子（北陸宮）等を援護していた。しかし結局「親王宣下」の申し入れを却下された以仁王女は、八条院領を相続出来なかったものと考えられるのである。従って八条院没後、II説にあるとおり建久七年より種々発行された讓状が発効し、その遺領の大方は、春華門院昇子内親王が相続したものである。

最後に、昇子内親王が八条院の猶子となった理由と目的を考えてみたい。中世、かつての律令俸禄を中心とするシステムが崩壊し、家領によって家の経済を賄うようになった摂関家は、その家領の維持に腐心していたという。天皇家もまた天皇位を父から子へと父系直系で継承する家の原理を持ち、その家領を養子関係を利用しつつ、親から子へと相伝していった。⁽⁵⁶⁾つまり天皇家の家領である八条院領の帰趨は、天皇家内部の問題であって摂関家である兼実の意志が及ぶ範疇にないものと思われる。従って皇女昇子内親王を八条院の猶子としたのは、他ならぬ後鳥羽天皇の意志で、その目的は八条院領を相続することにあった、と考える。

註

- (1) 中村直勝「以仁王の挙兵と八条女院領」四〇〇〜四〇一頁、『鎌倉時代の研究』星野書店、一九二五、野村育世「中世における天皇家——女院領の伝領と養子——」三〇三頁（前近代女性史研究会編『家族と女性の歴史』中世』吉川弘文館、一九八九）、伴瀬明美「院政期〜鎌倉期における女院領について——中世前期の王家の在り方とその変化——」五三頁（『日本史研究』三七四、一九九三）。
- (2) 中野栄夫「九条家領播磨国田原荘・藤山荘の成立」一

- 三三頁（『法政大学文学部紀要』三九、一九九四）。
- (3) 遠城悦子「春華門院昇子内親王の八条院領伝領についての一考察」八五頁（『法政史学』四八、一九九六）。
- (4) 『国史大辞典』「八条院」項。
- (5) 『玉葉』国書双書刊行会編、名著刊行会発行、一九八四。
- (6) 伴瀬明美註（1）前掲論文に同じ。
- (7) 『玉葉』建久七年一月十二日条。
- (8) 『玉葉』建久七年一月十五日条。
- (9) 『玉葉』建久七年一月十四日条。
- (10) 『玉葉』建久七年一月十六日条。
- (11) 『玉葉』建久六年九月一日、四日、六日、十一日条、建久七年一月一日、十日、二十三日、二十五日、二十六日条、建久七年二月八日条。「姫宮」の比定は多賀宗華氏の判断による。
- (12) 『玉葉』正治二年（一一九九）一月六日、十六日、二十五日条。
- (13) 『大日本史料』四編之五、建久七年正月十二日条。
- (14) 佐藤進一「古文書学入門」法政大学出版局、一九八二、二六四頁。
- (15) 「跡、は元来知行人がなくなつて、あとにのこされた所領の事である」（佐藤進一「古文書学入門」一三五頁）。
- (16) 『玉葉』建久七年正月三十日条。
- (17) 藤原頼長が橘氏の是定であることは、『台記』久安三

年三月二十九日条に「橘氏、申請以余爲是定」とあることより分かる。「是定」については、竹内理三「氏長者」〔「律令制と貴族政權——第Ⅱ部 貴族政權の構造——御茶の水書房、一九五八）参照。

(18) 『台記』久安三年四月十七日条。

(19) 後掲の史料Cに「和泉国宇多勅旨」とあることより宇多庄はもともと宇多天皇の勅旨田であつたものと思われる。それが史料Dには「梅宮領宇多庄」とあり、橘氏社梅宮社の社領とされている。つまり「宇多勅旨」が梅宮社に施入されて「宇多庄」となったのではないだろうか。その橋渡し役が橘義子ではなかったかと思われるのである。

(20) 『中右記』保延三年（一一三七）十二月二十九日条。

(21) 『台記』久安三年七月八日条。

(22) 「学官院」については、桃裕行「上代学制の研究（修訂版）」〔「桃裕行著作集」1、思文閣出版、一九九四）参照。

(23) 『尊卑分脈』第三篇四四頁。

(24) 『尊卑分脈』第三篇四一頁。

(25) 『尊卑分脈』第一篇二四頁。

(26) 『平安遺文』五〇六〇。

(27) 『玉葉』元暦元年（一一八四）十二月十八日条。

(28) 『兵範記』仁安二年（一一六七）十二月三十日条。

(29) 『兵範記』承安元年（一一七一）十二月二十九日条。

(30) 『玉葉』安元元年（一一七五）九月六日条。

八条院領の伝領過程をめぐって（龍野）

(31) 『玉葉』建久二年（一一九一）六月四日条。

(32) 桃裕行註（22）前掲書二四四頁。

(33) 『三長記』建永元年（一二〇六）八月三日条に、「号功課別当者、梅宮祭饗頭也、調件饗預橘氏爵也、予問以経云、実氏人歟、答云、氏人絶了、其实賀茂社氏人也、改姓也、相尋好叙爵之輩改姓等之、自中古以降如此云々」とある。

(34) 『群書類従』一八輯。

(35) 遠城悦子註（3）前掲論文八四頁。

(36) 佐藤進一註（14）前掲書二五九頁に「一般に讓狀が被讓渡者に交付されても、それが直ちに効力を発生するとは限らず、むしろ讓渡者の死をまわつてはじめて効力の発生する場合が多い。実際には「衰老之齡」「病患危急之身」となつたときに、作成・交付する場合が多かつたであろうが、早い時期に作成・交付しても少しも違法ではなかつた」とある。

(37) 『大日本史料』四編之十一、建暦元年（一一二一）六月二十六日条。

(38) 飯倉晴武「九条家領の成立と道家惣処分状について」〔「書陵部紀要」二九、一九七七）。

(39) 『高野山文書』〔西南院文書〕建久八年（一一九七）六月八日の「関白家御教書」に「高野平等心院…（中略）…彼院可爲中宮御祈願所云々…（後略）…」とある。『九条家文書』（1）九条道家初度惣処分状に、「和泉国大泉

庄、件所年貢、被充宜秋門院高野護摩供料……(後略)
……とある。

(40) 『神護寺文書』(二三八一)。

(41) 『後鳥羽院熊野御幸記』十月六日条。

(42) 註(41) 十月十日条。

(43) 註(41) 十月九日条。

(44) 註(41) 十月五日条。

(45) 註(41) 十月二十五日条。

(46) 『明月記』建久九年(一一九八) 一月二十五日条。

(47) 『大日本史料』四編之五、建久八年(一一九七) 十月二日条。

(48) 『玉葉』文治二年(一一八六) 七月二十六日条。

(49) 羽下徳彦「以仁王〈令旨〉試考」(『豊田武博士古稀記念

日本中世の政治と文化』吉川弘文館、一九八〇)。

(50) 『玉葉』治承四年(一一八〇) 五月十六日条。

(51) 『玉葉』寿永二年(一一八三) 八月十四日条。

(52) 『玉葉』建久七年(一一九六) 正月十二日、十三日、十五日、十六日条。

(53) 野村育世註(1) 前掲論文三二二頁。

(54) 中村直勝註(1) 前掲論文。

(55) 義江彰夫「摂関家領の相統研究序説」四〇頁(『史学雑誌』七六一四、一九六七)。

(56) 野村育世註(1) 前掲論文三二二頁。

(57) 遠城悦子註(3) 前掲論文九〇頁で、昇子内親王が八

条院の猶子となったのは所領伝領のためではない、とされているが、その論証過程には問題がある。まず『鎌倉遺文』一四四八号「九条兼実置文」中の「遠江国小奈御厨」の注に、「就姫君領」とあるのは採録ミスと思われる。天理図書館善本叢書叢書部六十八巻「古文書集」「月輪殿自筆御处分状」中の同注には、「龍姫君領」とある。この「龍姫」が兼実の弟兼房の女であることは、飯倉晴武氏が註(前掲論文五頁で明らかにされている。もう一点は元久元年頃、『明月記』中で「女院」と記される場合八条院を指すとの指摘(註(3) 八八頁)である。『明月記』正治二年九月三十日条(兼実の北政所で、任子の母の重病の記(事)及び『明月記』建仁二年正月二十日、二十四日、二十五日条(前年十二月十日に死去した兼実の北政所で任子の母の仏事に関する記事)のいずれも、「女院」と書いて宜秋門院任子を指している。

〈付記〉

本稿執筆に当たり本学文学部教授中野栄夫先生より御指導を頂いた他、集英社の仁平義孝氏より種々ご教示を頂きました。また史料の閲覧に際し宮内庁書陵部の立花信彦氏にご協力を頂きました。末筆ながら記して感謝の意を表します。